



5 17 高萩市危険物安全協会が
設立60周年

日立市十王町の国民宿舎「鶴の岬」のカントリープラザで、大部市長らを来賓に迎えて開催されました。式典では山口会長が「今後も施設の安全管理の徹底や災害の未然防止に会員一丸となり取り組んでいきたい」と挨拶。続いて協会運営などに貢献のあった6事業所と個人に特別表彰が贈られました。



5 22 「飯能市震災復興元気市」
寄付金贈呈式

友好都市の埼玉県飯能市から同市の震災復興元気市実行委員会の皆さんが来庁され、金子委員長から大部市長に東日本大震災支援金が贈呈されました。同委員会からは毎年寄付をいただいております。大部市長は「高萩市の震災復興のために大切にに使わせていただきます」と感謝の言葉を述べました。



65歳以上の人へ 介護保険料に関するお知らせ

●問合せ 高齢福祉課 ☎ 22-0080

介護保険の第1号被保険者の人(4月1日現在で65歳以上の人)には、前年の所得及び世帯の市民税課税状況によって介護保険料を決定し、納付書または通知書を郵送します。

普通徴収(口座振替または納付書で保険料を納付)の人

7月10日(水)に納付書を郵送します。第1期から第4期までの納付期限までに納めてください。

特別徴収(年金から天引き)の人

8月2日(金)に保険料額決定通知書兼特別徴収額通知書を郵送します。(各年金支給月に天引き)

保険料段階が第1段階～第3段階の人について(保険料軽減について)

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられる予定です。それに伴い、公費によって、65歳以上の人(第1号被保険者)で市民税非課税世帯(保険料段階第1～3段階)の人の介護保険料が軽減されます。

各保険料段階及び保険料年額は下記のとおりです。なお、来年度以降、制度の見直しにより基準額に対する割合・保険料年額が変更となることがあります。



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料 基準額68,700円(年額)			
保険料段階	保険料年額	対象者	基準額に対する割合
第1段階	25,700円	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税の人(高齢福祉年金受給者等及び本人年金収入等80万円以下)	基準額×0.375
第2段階	42,900円	世帯全員が市民税非課税の人(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人)	基準額×0.625
第3段階	49,800円	世帯全員が市民税非課税の人(第1段階及び第2段階に該当しない人)	基準額×0.725
第4段階	61,800円	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税の人(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額×0.90
第5段階	68,700円	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税の人(第4段階に該当しない人)	基準額×1.00
第6段階	82,400円	本人が市民税課税の人(前年の合計所得金額が120万円未満の人)	基準額×1.20
第7段階	89,300円	本人が市民税課税の人(前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人)	基準額×1.30
第8段階	103,000円	本人が市民税課税の人(前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人)	基準額×1.50
第9段階	116,700円	本人が市民税課税の人(前年の合計所得金額が300万円以上800万円未満の人)	基準額×1.70
第10段階	130,500円	本人が市民税課税の人(前年の合計所得金額が800万円以上の人)	基準額×1.90

合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、「合計所得金額から長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」した金額を用います。また、保険料段階が第1～5段階の合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。